第１９回たつの市農業委員会総会（６月定例会）議事録

令和４年６月 27 日（月）午前 10 時から第 19 回たつの市農業委員会総会（6 月定例会）を新館 3 階 301・302 会議室において招集した。

出席委員１８名　欠席委員　１名

1	上田　常雄	2	八木　正邦	3	永富　元	4	右田　太郎
5	岩田きん子	6	三村　誠	7	丸山　忠昭	8	大西　正清
9	小河　純一	10	水田　達實	11	山本　哲也	12	真殿　利晴
13	宮本　峰男	~~14~~	~~保田　義一~~	15	緒方　光男	16	猪澤　敏一
17	長谷川澄男	18	髙見　昭義	19	大橋　正典		

事務局の出席者　３名

局 長	大野　泰弘	主　幹	井口　大介	副主幹	武田　かおり

１　開　　会

○会長（猪澤敏一委員）

あいさつ（内容省略）

２　開会宣告

○議長（猪澤敏一委員）

只今から第 19 回たつの市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員数等について、事務局から報告させます。

○事務局（大野泰弘君）

命によりご報告します。本日ただ今の出席委員数は 18 名でありますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、会議は成立しております。

尚、14 番保田義一委員からは欠席の届出を受けております。

たつの市農業委員会会長専決規程により、専決処分した

・利用目的の変更届について

・農地法施行規則第２９条第１号該当転用の届出について

・農地法第 4 条の規定による使用目的変更の届出について
・農地法第 5 条の規定による使用目的変更及び使用貸借権設定の届出について
・農地法第 5 条の規定による使用目的変更及び所有権移転・売買の届出について
・農地法第 5 条の規定による使用目的変更及び所有権移転・贈与の届出について
・農地法第 18 条の規定による合意解約の通知について
を別紙資料として、お手元に配布いたしておりますので、ご熟読の上、ご了承願います。

3　会議宣告
○議長（猪澤敏一委員）
　これより会議に入ります。
　日程第 1「議事録署名委員の指名について」を議題といたします。
　たつの市農業委員会会議規則第 18 条第 2 項の規定に基づき、1 番上田常雄委員、2 番八木正邦委員にお願いします。
（「はい」）との声）

　次に、日程第 2「議案第 122 号　非農地証明願の承認について」を議題といたします。
　事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井口大介君）
「議案第 122 号　非農地証明願の承認について」
　農地法第 2 条に規定する農地ではない旨の証明願が 6 件出ていますのでご説明いたします。
　1 件目の願い出地は、揖西町[redacted]外 2 筆の登記地目・田及び畑、で現況は原野・山林、面積は合計 2,167 ㎡です。願い出人は、[redacted]　[redacted]です。このたび売買のため、登記地目を現況に合わせたいと願い出がありました。
　20 年以上農地でないことは、空中写真では判別がつきませんでしたので自治会長の証明により確認し、また、担当委員及び事務局職員の現地調査で現在も原野・山林であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。
　2 件目の願い出地は、揖西町[redacted]外 1 筆の登記地目・田で

現況は原野、面積は合計 1,272 ㎡です。願い出人は、[redacted]、現在の状況は、雑木が茂り原野化しており、今後、[redacted]の車両待機場所としての利用を考えているため、現況に合わせたいとの願い出がありました。

20 年以上農地でないことは、空中写真において、平成 11 年以前から現在と同じように原野化していることを確認しました。また、担当委員及び事務局職員の現地調査で、現在も同じ状況であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。

3 件目の願い出地は、神岡町[redacted]外 1 筆の登記地目・田、現況は宅地、面積は合計 95 ㎡です。願い出人は、[redacted]、土地を現況に合わせたいとの願い出がありました。

20 年以上農地でないことは、空中写真において、昭和 55 年以前から宅地であることを確認しました。また、担当委員及び事務局職員の現地調査で、現在も宅地であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。

4 件目の願い出地は、新宮町[redacted]、登記地目・畑、現況は宅地、面積は合計 817 ㎡です。願い出人は　、[redacted]、この度、売却を希望するため、土地を現況に合わせたいとの願い出がありました。

20 年以上農地でないことは、空中写真において、平成 11 年以前から宅地であることを確認しました。また、担当委員及び事務局職員の現地調査で、現在も宅地であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。

5 件目の願い出地は、揖保川町[redacted]の登記地目・畑で現況は宅地、面積は 39 ㎡です。願い出人は、[redacted]、土地を売却するため現況に合わせようと願い出がありました。

20 年以上農地でないことは、固定資産税評価証明書において、平成 3 年に倉庫を建築したことを確認し、また、担当委員及び事務局職員の現地調査で現在も宅地であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。

6 件目の願い出地は、御津町[redacted]の登記地目・畑で現況は原野、面積は 704 ㎡です。願い出人は、[redacted]、現況に合わせようと願い出がありました。

現在の状況は、原野であります。

20 年以上農地でないことは、空中写真において、平成 11 年以前

から現在と同じように原野であることを確認しました。また、担当委員及び事務局職員の現地調査で、現在も同じ状況であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。

いずれも周辺農地に影響もなく、非農地と認定できるものと考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので、原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第 122 号」は原案のとおり承認されました。

次に、日程第 3「議案第 123 号　農地法第 3 条の規定による使用貸借権設定の承認について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井口大介君）

「議案第 123 号　農地法第 3 条の規定による使用貸借権設定の承認について」

3 条使用貸借の案件が 3 件出ていますので、ご説明いたします。

1 件目の申請地は、誉田町[redacted]の田で面積は 1,071 ㎡、借受人は[redacted]、貸出人は[redacted]です。このたび譲受人からの要望により、貸出すものです。

借受人が必要な農作業に従事し取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、借受人は農業経験もあり、耕作に必要な農機具を所有しており、すべての農地を効率的に利用するものと見込まれます。

次に、耕作面積が 30 a に達しているかについては、借受後の耕作面積は贈与の分と合わせ 3,348 ㎡ですので条件を満たしています。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕

作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

２件目の申請地は、揖保町[redacted]外１筆の田で合計面積は 1,884 ㎡、借受人は[redacted]、貸出人は[redacted]です。このたび譲受人からの要望により、貸出すものです。

借受人が必要な農作業に従事し取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、借受人は農業経験があり、耕作に必要な農機具を所有しており、すべての農地を効率的に利用するものと見込まれます。

次に、耕作面積が 30 a に達しているかについては、借受後の耕作面積が売買の分と合わせ 4,077 ㎡となり条件を満たしています。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

３件目の申請地は、揖保町[redacted]外 2 筆の田で合計面積は 3,186 ㎡、借受人は[redacted]、貸出人は[redacted]です。このたび譲受人から野菜を栽培したいとの申出があり、貸出すものです。

借受人が必要な農作業に従事し取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、借受人は、耕作に必要な農機具を貸出人から借用し、また、耕作指導も受けるとのことであり、すべての農地を効率的に利用するものと見込まれます。

次に、耕作面積が 30 a に達しているかについては、借受後の耕作面積が 3,186 ㎡ですので条件を満たしています。最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

よって、いずれも農地法第 3 条第 2 項の不許可の要件に該当しませんので許可相当と考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので原案のとおり承認することに決してご異議あ

りませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第 123 号」は原案のとおり承認されました。

次に、日程第 4「議案第 124 号　農地法第 3 条の規定による所有権移転・売買の承認について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井口大介君）

「議案第 124 号　農地法第 3 条の規定による所有権移転・売買の承認について」

3 条売買の案件が１２件出ていますので、ご説明いたします。

1 件目及び 2 件目の申請につきましては、前回、申請内容に不明な点があり継続審議となっていたものでございます。

1 件目の申請地は、神岡町[redacted]の畑で面積は 593 ㎡、譲受人は[redacted]、譲渡し人は[redacted]、譲渡人は、同地域で営農している譲受人からの要望により譲渡すものです。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、年間の農地利用スケジュール及び耕作方法などの追加資料が提出され、不明な点が解消されましたので、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

次に、耕作面積が 30 a に達しているかについては、現在の耕作面積が 4,170 ㎡ですので条件を満たしています。最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

2 件目の申請地は、神岡町[redacted]の畑で面積は 338 ㎡、譲受人は、1 件目と同じく[redacted]、譲渡し人は、[redacted]です。こちらにつきましても 1 件目と同理由により、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

3 件目の申請地は、揖保町[redacted]の田で面積は 1,080 ㎡、譲受人は[redacted]、譲渡し人は[redacted]、譲渡人は農業をする意思がなく引受人を探していたところ、譲受人が取得を申し出たものです。

譲受人は手広く耕作しており、必要な農機具も所有しているため、

今後もすべての農地を効率的に利用するものと見込まれます。

次に、耕作面積が 30 a に達しているかについては、現在の耕作面積が 26,674 ㎡ですので条件を満たしています。最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

４件目の申請地は、揖保町[redacted]外１筆の田で合計面積は 1,443 ㎡、譲受人は[redacted]、譲渡し人は[redacted]、譲受人は、自宅付近での畑作を望んでおり、今回、自宅付近の農地を取得するものです。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、自宅付近でも野菜を育てたいとのことであり、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

次に、耕作面積が 30 a に達しているかについては、譲受後の耕作面積が借受の分と合わせ 4,077 ㎡ですので条件を満たしています。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

５件目及び６件目につきまして、譲受人が同じですので、併せてご説明いたします。

５件目の申請地は、揖保町[redacted]の田で面積は 747 ㎡、譲受人は[redacted]、譲渡し人は[redacted]、次に

６件目の申請地は、揖保町[redacted]の田で面積は 372 ㎡、譲渡し人は[redacted]でございます。

譲渡人が田の引受人を探していたところ、譲受人が取得を申し出たものです。

譲受人は手広く耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後もすべての農地を効率的に利用するものと見込まれます。

次に、耕作面積が 30 a に達しているかについては、現在の耕作面積が 10,146.3 ㎡ですので条件を満たしています。最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

７件目の申請地は、誉田町[redacted]外 1 筆の田で合計面積は 575 ㎡、譲受人は[redacted]、譲渡し人は[redacted]、譲渡し人が引継ぎ管理できる人を探していたところ、譲受人が取得を申し出たものです。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、果樹を育てたいとのことであり、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

次に、耕作面積が 30 a に達しているかについては、譲受後の耕作面積が借受の分と合わせ 3,761 ㎡ですので条件を満たしています。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

８件目の申請地は、揖保町[redacted]の田で面積は 708 ㎡、譲受人は[redacted]、譲渡し人は[redacted]外 2 名、譲渡人は、県外在住であり管理が難しく、現在土地の面倒を見ている譲受人へ譲渡すものです。

譲受人は地域において耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後もすべての農地を効率的に利用するものと見込まれます。

次に、耕作面積が 30 a に達しているかについては、譲受後の耕作面積が 3,407 ㎡ですので条件を満たしています。最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

９件目の申請地は、誉田町[redacted]1 外 1 筆の田で面積は合計 868 ㎡、譲受人は誉田町[redacted]、譲渡し人は[redacted]譲渡人は、一人暮らしで耕作できないため、現在土地の面倒を見ている譲受人へ譲渡すものです。

譲受人は地域において耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後もすべての農地を効率的に利用するものと見込まれます。

次に、耕作面積が 30 a に達しているかについては、現在の耕作面積が 4,769 ㎡ですので条件を満たしています。最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

１０件目の申請地は、揖西町[redacted]の畑で面積は 331 ㎡、譲受人は[redacted]外 1 名、譲渡し人は[redacted]空家に付随する農地として 2 年間耕作したため、所有権を移転するものです。

譲受人は適正に農地を管理しており、今後も農地を効率的に利用するものと見込まれます。

１１件目の申請地は、新宮町[redacted]の田で面積は 149 ㎡、譲受人は[redacted]、譲渡し人は[redacted]空家に付随する農地として 2 年間耕作したため、所有権を移転するものです。

譲受人は適正に農地を管理しており、今後も農地を効率的に利用するものと見込まれます。

１２件目の申請地は、新宮町[redacted]の田で面積は 1,227 ㎡、譲受人は新宮町[redacted]、譲渡し人は[redacted]、譲渡人の意向により譲受人が合意し譲渡すものです。

譲受人は手広く耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後もすべての農地を効率的に利用するものと見込まれます。

次に、耕作面積が 30 a に達しているかについては、現在の耕作面積が 62,405 ㎡ですので条件を満たしています。最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

よって、いずれも農地法第 3 条第 2 項の不許可の要件に該当しませんので許可相当と考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第 124 号」は原案のとおり承認されました。

次に、日程第 5「議案第 125 号　農地法第 3 条の規定による所有権移転・贈与の承認について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井口大介君）

「議案第 125 号　農地法第 3 条の規定による所有権移転・贈与の承認について」

３条贈与の案件が４件出ていますので、ご説明いたします。

１件目の申請地は、龍野町[redacted]外 1 筆の田で合計面積は 1,431 ㎡、譲受人は[redacted]、譲渡し人は、[redacted]、譲渡し人が結婚後、田の管理、納税をしていた親族である譲受人に贈与するものです。

譲受人が必要な農作業に従事し取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は耕作に必要な農機具一式を所有しており、また、地元で農業を行っており、すべての農地を効率的に利用するものと見込まれます。

次に、耕作面積が 30 a に達しているかについては、現在の耕作面積が 3,750 ㎡ですので条件を満たします。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと考えます。

２件目の申請地は、揖西町[redacted]の畑で面積は 290 ㎡、譲受人は[redacted]、譲渡し人は、[redacted]、以前から畑を借りて耕作していた譲受人へ譲渡すものです。

譲受人が必要な農作業に従事し取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は耕作に必要な農機具一式を所有しており、また、地元で農業を行っており、すべての農地を効率的に利用するものと見込まれます。

次に、耕作面積が 30 a に達しているかについては、現在の耕作面積が 10,521 ㎡ですので条件を満たします。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと考えます。

３件目の申請地は、誉田町[redacted]外 1 筆の田で合計面積は 1,563 ㎡、譲受人は[redacted]、譲渡し人は、[redacted]、譲受人からの要望により贈与するものです。

譲受人が必要な農作業に従事し取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は耕作に必要な農機具一式を所有しており、また、地域で農業を行っており、すべての農地を効率的に利用するものと見込まれます。

次に、耕作面積が 30 a に達しているかについては、現在の耕作面積が借受の分と合わせ 3,348 ㎡ですので条件を満たします。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕

作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと考えます。
４件目の申請地は、新宮町[redacted]外 1 筆の田で合計面積は1,945 ㎡、譲受人は[redacted]、譲渡し人は、[redacted]、譲渡し人は、市外在住で管理ができないため、耕作面積を増やしたいと考えていた譲受人へ贈与するものです。
譲受人が必要な農作業に従事し取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は耕作に必要な農機具一式を所有しており、また、地域で農業を行っており、すべての農地を効率的に利用するものと見込まれます。
次に、耕作面積が 30 a に達しているかについては、現在の耕作面積が 7,707 ㎡ですので条件を満たします。
最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと考えます。
よって、いずれも農地法第 3 条第 2 項の不許可の要件に該当しませんので許可相当と考えます。
事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）
議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。
（「なし」の声あり）
ご発言がないので原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
ご異議なしと認め、「議案第 125 号」は原案のとおり承認されました。
次に、日程第 6「議案第 126 号　農地法第 4 条の規定による使用目的変更に対する意見について」を議題といたします。
事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局
「議案第 126 号　農地法第 4 条の規定による使用目的変更に対する意見について」
4 条案件が 1 件出ていますので、ご説明いたします。
申請地は神岡町[redacted]の田で面積は 3,281 ㎡の内 804 ㎡、

申請人は、[redacted]、転用目的は、農業用倉庫敷地、農作業場として利用するものであり１種農地ですが、不許可の例外的許可事由⑤－１の農業用施設に該当すると判断します。

造成期間は、90 日間、工事計画は、180 日間です。

必要な資金は自己資金で賄いますので、金融機関の残高証明書で必要な資金が準備できることを確認しました。

転用の妨げとなる権利設定や他の法令の制限はなく、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響については、周囲に耕作地はなく、周囲の営農には支障はないものと考えます。

よって、農地法第 4 条第 2 項の不許可の事項に該当しませんので許可相当と考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（会長）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので原案のとおり許可相当と意見を付して進達することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第 126 号」は原案のとおり許可相当と意見を付して進達することに決しました。

次に、日程第 7「議案第 127 号　農地法第 5 条の規定による使用目的変更及び所有権移転・売買に対する意見について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井口大介君）

「議案第 127 号　農地法第 5 条の規定による使用目的変更及び所有権移転・売買に対する意見について」

5 条所有権移転・売買の案件が 6 件出ていますので、ご説明いたします。

1 件目の申請地は、揖西町[redacted]外 1 筆の田で、合計面積は 318 ㎡です。農地区分は第 1 種農地ですが、不許可の例外的許可事由⑤－５集落に接続して設置される日常生活上必要な施設

に該当すると判断します。

申請人は、譲受人が[redacted]外 1 名、譲渡人は[redacted]、転用目的は、地縁者住宅の建築でございます。

なお、当該地は、市街化調整区域でございます。

工事計画は、許可後 30 日で造成（高さ 1m以内）し、建設期間は、宅地造成後から 90 日でございます。

必要な資金は自己資金で賄う予定ですが、金融機関の残高証明で必要な資金が準備できていることを確認しました。

建築許可申請手続中でありまして、転用の妨げとなる権利設定や、他の法令による手続きも必要ありませんので、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響については、隣接農地の同意を得ており、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周囲の営農に支障はないものと考えます。

2 件目の申請地は、誉田町[redacted]外 2 筆の田で、合計面積は 3,417 ㎡で 30 アールを超えるため、農地法第 4 条第 4 項に基づきまして、兵庫県農業会議の意見照会に係る事務を同時に進めているところでございます。農地区分は、第 3 種農地と判断します。

申請人は、譲受人が[redacted]、譲渡人は、[redacted]、[redacted]　転用目的は、倉庫の増築です。

譲受人の[redacted]は、申請地に隣接し、物流業を主な業務としています。荷物の取り扱いが増加し倉庫が不足しているため、この土地を取得し、倉庫敷地として利用するものです。

工事計画は、許可後 20 日間で造成し、建設期間は、造成後 200 日間です。

必要な資金は自己資金で賄いますので、金融機関の残高証明書で必要な資金が準備できていることを確認しました。

転用の妨げとなる権利設定はなく、建築許可、開発許可は取得済みであり、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響については、隣接農地の所有者の同意を得ており、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周辺営農に支障はないと考えます。

３件目の申請地は先月、「議案第 120 号農地の競売による買受適格証明願に対する意見について」の決定により、県に進達した結果、

[redacted]に買受適格証明書が交付されました。6月8日のたつの市競売において最高価格申込者に決定しましたので、今回の転用申請につきましては、「たつの市農業委員会会長専決規定」第2条第1項に基づき、既に県へ進達しましたことを報告いたします。

４件目の申請地は、新宮町[redacted]の田で、面積は、1,656㎡、３種農地と判断します。

申請人は、譲受人が[redacted]、譲渡人は、[redacted]、転用目的は、売電の為の太陽光発電施設の設置です。

工事計画は、許可後、150日間で造成及び太陽光発電施設を設置します。

必要な資金は自己資金で賄いますので、金融機関の残高証明書で必要な資金が準備できていることを確認しました。

転用の妨げとなる権利設定や他の法令の制限はなく、太陽光設備の認定を受けていますので、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響について、隣接者は、将来太陽光設備が住民に悪影響した場合、自分の責任になるのではないかとの不安があるため、同意が得られていませんが、自治会長及び水利代表の同意を得ており、万一被害発生の場合は、申請人において対処しますとのことですので、周囲の営農に支障はないものと考えます。

５件目の申請地は、新宮町[redacted]外2筆の田で、合計面積は、1745㎡、２種農地と判断します。

申請人は、譲受人が[redacted]、譲渡人は、[redacted]、転用目的は、売電の為の太陽光発電施設の設置です。

この申請につきまして、地区委員会にて審議した結果、申請内容に不備があるため、今一度、追加資料を請求し、詳しく聞き取り、次回判定すべきであるとの結果になりましたので、継続審議とさせていただきたいと存じます。

６件目の申請地は、揖保川町[redacted]外１筆の田で、合計面積は493㎡です。農地区分は第3種農地に該当すると判断します。

申請人は、譲受人が[redacted]、譲渡人は[redacted]、転用目的は、露天駐車場です。

譲受人は、車の修理、中古車販売等を手掛けているが、取扱う車が増加し、保管する土地が不足しているため、隣地の譲渡を申し入れ、合意を得たものです。

なお、当該地は、市街化調整区域であります。

工事計画は、許可後 8 月から 30 日で造成（高さ 1m以内）します。

必要な資金は自己資金で賄う予定ですが、金融機関の残高証明で必要な資金が準備できていることを確認しました。

転用の妨げとなる権利設定や、他の法令による手続きも必要ありませんので、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響については、隣接農地はなく、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周囲の営農に支障はないものと考えます。

よって、5 件目以外はいずれも農地法第 5 条第 2 項の不許可の事項に該当しませんので許可相当、5 件目につきましては継続審議と考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので、「議案第 127 号」の 8359 番は継続審議、そのほかの案件は、原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め「議案第 127 号」の 8359 番は継続審議、そのほかの案件は、原案のとおり許可相当と意見を付して進達することに決しました。

次に、日程第８「議案第 128 号　農地法施行規則第 53 条第 14 号該当事業に係る意見について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局

「議案第 128 号　農地法施行規則第 53 条第 14 号該当事業に係る意見について」

携帯電話の中継基地局の設置については、事業計画の協議が必要とされています。

申請者は、[redacted]で認定電気通信事業者です。

申請地は新宮町[redacted]の畑で面積は 381 ㎡のうち 4 ㎡を使用します。

用地選定理由書では、携帯電話のサービスエリアについて、同地区周辺は、利用者の利便性を考えると早期にエリア充実を行う必要があると判断し、地元同意が得られた土地を選定したとこの事です。

事業概要は、コンクリート柱へ無線機器とアンテナを設置し、中継基地とします。

最後に周辺営農への影響ですが施行規模が小さく支障はないものと考えます。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

○議長（会長）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので原案のとおり異議なしと意見を付して進達することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第 128 号」は原案のとおり決定することに決しました。

次に、日程第 9 及び 10「議案第 129 号及び第 130 号　令和 3 年度の目標とその達成に向けた活動の点検・評価及び令和 4 年度最適化活動の目標設定等」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井口大介君）

「議案第 129 号及び議案第 130 号　令和 3 年度の目標とその達成に向けた活動の点検・評価の決定について及び令和 4 年度最適化活動の目標設定等」の決定について

農業委員会のあるべき姿と外部に向けた積極的な日常活動を示すため、毎年、前年度の活動に対する点検・評価と今年度の目標と活動計画の作成を行っています。

決定したものは、事務局窓口とホームページで公表しますので、

委員の日常活動を積極的に外部に示されるようご協力をお願いします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり。）

ご発言がないので原案のとおり決定することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

ご異議なしと認め、「議案第 129 号」及び「議案第 130 号」は原案のとおり決定することに決しました。

４　閉会宣告

○議長（猪澤敏一委員）

以上で本日の議事は、全部終了しました。これをもって、本日の定例会を閉じます。

閉会宣告　午前 10 時 55 分

たつの市農業委員会会議規則第 18 条第 2 項の規定により署名する。

令和 4 年 6 月 27 日

たつの市農業委員会議長
（　会　長　）

議事録署名委員
（1 番上田常雄委員）

議事録署名委員
（2 番八木正邦委員）